

愛知県観光PRキャラクター「ひでっち」着ぐるみ貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人愛知県観光協会（以下「観光協会」という。）が管理する愛知県観光PRキャラクター「ひでっち」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申込み)

第2条 着ぐるみを使用するもの（以下「申請者」という。）は、『愛知県観光PRキャラクター「ひでっち」着ぐるみ使用申込書』を、使用の2ヶ月前までに観光協会に提出し、その承諾を得なければならない。申込みは使用の6ヶ月前から、先着順（原則）に受付けるものとする。

(使用承諾の通知)

第3条 観光協会は、申請者に対し、使用日の1ヶ月前を目途に『愛知県観光PRキャラクター「ひでっち」着ぐるみ使用承諾（不承諾）通知書』により通知を行うものとする。

(使用承諾基準)

第4条 観光協会は、第2条の規定による申込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承諾しないものとする。

- (1) 愛知県の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになると認めるとき。
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないと認めるとき。
- (3) 法令または公序良俗に反する目的、または反する恐れがあると認めるとき。
- (4) 特定の個人、企業、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れがあると認めるとき。
- (5) その他、観光協会が使用について不相当と認めるとき。

(使用料)

第5条 使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 『愛知県観光PRキャラクター「ひでっち」着ぐるみマニュアル』を遵守し、適切に使用すること。
- (2) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (3) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (4) 使用期間を遵守すること。
- (5) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (6) その他、観光協会が特に付した条件に従って使用すること。

(使用の承諾の取消し)

第7条 申請者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規程に違反したときは、その使用の承諾を取り消すとともに、その申請者への貸与は行わない。
この場合、申請者に損害が生じても、観光協会は一切の責任を負わない。

(原状復帰)

第8条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、申請者の責任と負担により、補修またはクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(管理者の責任)

第9条 着ぐるみの使用により、申請者が被った被害、または申請者が第三者に与えた損害に対しては、観光協会は一切の責任を負わない。

(補足)

第10条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、観光協会が別に定める。

(附則)

この規程は、平成28年10月6日から施行する。